

新型コロナウイルス感染症対策

市民の皆さまへお願い



「緊急事態宣言」が出ています

今、感染の拡大を防ぐ、大変重要な時期、岐路に立っています。市民の皆さま一人一人の自らを守り、周りの人を守る行動が、1週間後、2週間後のこの地域、そして日本の状況を決めることとなります。

春日市新型コロナウイルス感染症対策本部(春日市役所)

☎(584)1111(代) ㊟(584)1142

県知事の要請にご協力ください。

では5月6日までの間、緊急事態措置が実施されています。

継続を要する措置

以下の5点についても、引き続きご協力をお願いします。

- 1 換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること
- 2 手洗いの励行や咳エチケットに努めること
- 3 新型コロナウイルスの感染症を疑った場合※は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること
帰国者・接触者相談センター(筑紫保健福祉環境事務所) ☎(707)0524
相談日時 月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
(上記時間外は、県保健所夜間休日緊急連絡番号(☎(471)0264)で受け付けます。)
※風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます) 場合や強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合です。なお、高齢者や基礎疾患がある人などは、上の状態が2日程度続く場合となります。また、妊娠中の人は早めに相談してください。
- 4 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること
- 5 海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと

「緊急事態宣言」を受けた福岡

4月7日に発令された「緊急事態宣言」を受けて、福岡県

緊急を要する措置

市民の皆さまには以下の5点についてお願いします。

1

生活の維持に必要な場合^{*}を除き、**外出を控えること**

^{*}医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など

2

職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など**人との交わりを低減すること**

3

不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、**まん延防止**の観点から、極力避けること。なお、都市封鎖(ロックダウン)とは異なるものです。

4

感染の拡大につながるおそれのある**催物(イベント)開催を控えること**

5

飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の**買い占め等をしないこと**

感染症対策への 協力をお願いします。

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

正しい手の洗い方

①流水でよく手をぬらした後、石けんを付け、手のひらをよくこする。また、手の甲は伸ばすようにこする。

②指先、爪の間、指の間を念入りにこする。

③親指と手のひらをねじり洗います。手首も忘れずに洗う。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。



3つの咳エチケット

▽マスクを着用する（口・鼻を覆う）



▽マスクがないときは、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



▽とっさの時は、袖で口・鼻を覆う



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。